

委託契約書

件名 ●●●●●●●●に関する構造計算書の確認にかかる業務委託

契約金額 ●●●●●●●●円（消費税等込）

委託内容 ●●●●●●●●に関する構造計算書の確認
（別紙業務方法書による）

委託期間 令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日まで

委託者 住所

氏名

受託者 住所 東京都千代田区富士見二丁目7番2号
ステージビルディング
氏名 一般財団法人ベターリビング
理事長 井上 俊之

●●●●●●●●（以下、「甲」という。）と一般財団法人ベターリビング（以下、「乙」という。）は、上記の委託に関して、次の条項により契約を締結する。

(一般事項)

第1条 甲及び乙は、日本国の法令を遵守し、誠意をもって本契約を履行しなければならない。

2 乙は、乙の定める業務方法書に従い、公正・中立かつ誠実に本業務を履行しなければならない。

(業務期間)

第2条 本業務の期間は、令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日までとする。但し、当該期日までに本業務が完了しない場合には、甲乙両者の合意により本業務の期間を延長できるものとする。

(委託契約料の支払期日)

第3条 甲は乙に対し、本契約書に示す委託契約料を第11条第2項の請求書発行日が属する月の翌月末日（以下「支払期日」という）までに支払うものとする。

(委託契約料の支払方法)

第4条 委託契約料の支払いについては、甲は支払期日までに請求書に示す乙の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は甲の負担とする。

(守秘義務)

第5条 乙は、本業務期間中はもとより、本契約終了後といえども、本業務の内容、本業務遂行において知り得た一切の秘密事項等について、第三者に漏洩してはならず、また、乙の従業員・関係者が漏洩しないよう監督する義務を有するものとする。

(知的財産権等)

第6条 乙が甲に提出する確認結果報告書に係る知的財産権等については、甲に帰属するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。

- 一 相手方あるいはその経営者等（代表取締役、取締役、監査役、実質的に経営権を有する者）、使用人、主要な株主（以下、「相手方等」という）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）であるとき。又は反社会的勢力であったとき。もしくは反社会的勢力であるとの疑いが生じたとき。
- 二 反社会的勢力が実質的に相手方等の経営に関与していると一方の当事者が認めるとき。
- 三 相手方等が、反社会的勢力と社会的に非難される関係を有しているとき。また反社会的勢力との関係を示唆するなどして他方の当事者及び第三者を畏怖せしめるとき。
- 四 警察等関係行政機関もしくは第三者から、相手方等もしくはその関係者が反社会的勢力である旨の通報を受けたとき。又は相手方等もしくはその関係者が反社会的

勢力である疑いがある旨の通報を受けたとき。

五 相手方等が、反社会的勢力を利用しているとき。

2 甲及び乙は、自らが前項に該当する為契約を解除された場合には、名目の如何を問わず解除により被った損害の賠償を相手方に請求できないものとし、契約を解除した当事者は、相手方（有責当事者）に対し、合理的に算出される損害の賠償を請求することができるものとする。

（譲渡の禁止）

第8条 甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾がないかぎり、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡することはできない。

（契約の変更、中止等）

第9条 甲は、本業務の内容を変更、追加、削除又は中止することができる。この場合において、業務期日又は委託契約料の変更等必要事項について、甲乙協議して定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 天災地変、不可抗力、その他乙の責めに帰すことができない事由により、第2条に定める期日までに本業務が完了しない場合には、乙は甲に対し、速やかにその事由を報告し、業務期間の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息または違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

（報告義務）

第10条 乙は、甲の請求があるときは、口頭または書面にて、速やかに本業務の進捗状況を報告しなければならない。

2 本業務の遂行に支障を生じる事故の発生を乙が知った場合、乙は、その事故の帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに甲に報告し、甲と今後の対応方針についての協議を行うものとする。

（業務の完了）

第11条 本業務が次のいずれかに至った場合に、本業務の完了とする。

(1) 乙から甲へ業務方法書に示す確認結果報告書の提出があった後7営業日（以下「検収完了日」という）以内に、甲は検収を行うものとし、検収完了日までに甲から乙への修正要求がなかった場合に、本業務の完了とする。

(2) 甲が第6条に基づき本業務を中止した場合は、甲から乙への本業務に関する業務中止の通知をもって、本業務の完了とする。

2 乙は、業務の完了をもって、甲に対して本業務の委託契約料についての請求書を発行する。

（その他）

第12条 本契約書に定めのない事項については、甲及び乙が信義誠実の原則の下に協議のうえ定めるものとする。

以上